



金融・資本市場からの規律
による産業構造改革を目指して

2015年3月26日

公益社団法人経済同友会

目次

はじめに.....	1
提言 1：私的整理手続の成立要件緩和による事業再生の円滑化.....	5
提言 2：信用保証制度の見直し.....	6
①信用保証制度の予算縮小によるデットガバナンスの強化.....	7
②信用保証制度の見直しによる成長支援.....	8
③信用保証制度に代わる廃業支援金の創設.....	10
提言 3：デットガバナンスの強化.....	11
①新陳代謝を促進する金融検査マニュアルへの見直し.....	11
②事業性評価を加味した金融検査マニュアルへの変更.....	12
③金融機関の自主的な連携・統合の促進.....	13
④社会保険料・税の徴収業務の厳格化.....	14

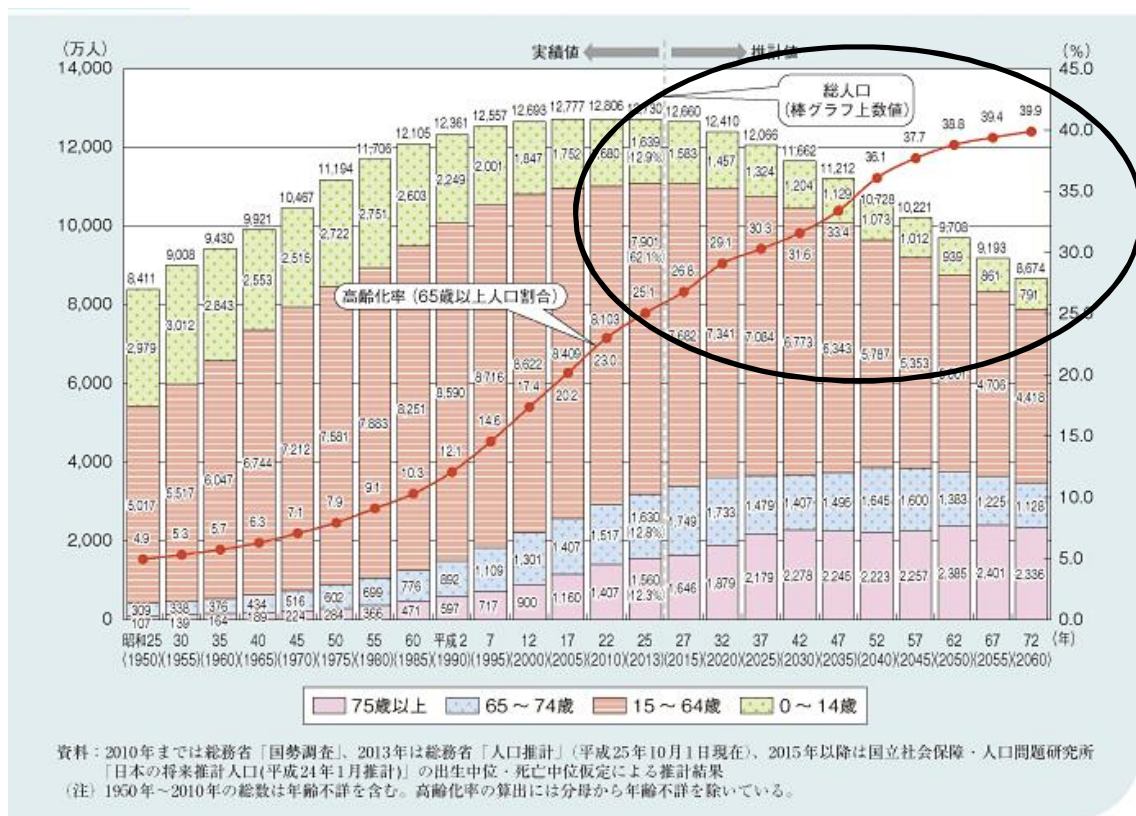
はじめに

新陳代謝の促進は、成熟国家となったわが国において経済成長のカギである。

すなわち、わが国は欧米をキャッチアップすることを目指して経済成長を果たしてきたが、今や課題最先進国となり、イノベーションなくしては経済成長することができない。イノベーションの父といわれるシュンペーターが喝破した通り、「創造的破壊」すなわち新陳代謝の促進こそが経済成長の源泉である。

また、わが国は未曾有の高齢化社会を迎え、生産年齢人口が大きく減少している。図1のとおり、高齢化率は2005年に20%を突破し、2015年には25%を超え、2020年には30%に迫る勢いである。

図1：高齢化の推移と将来推計



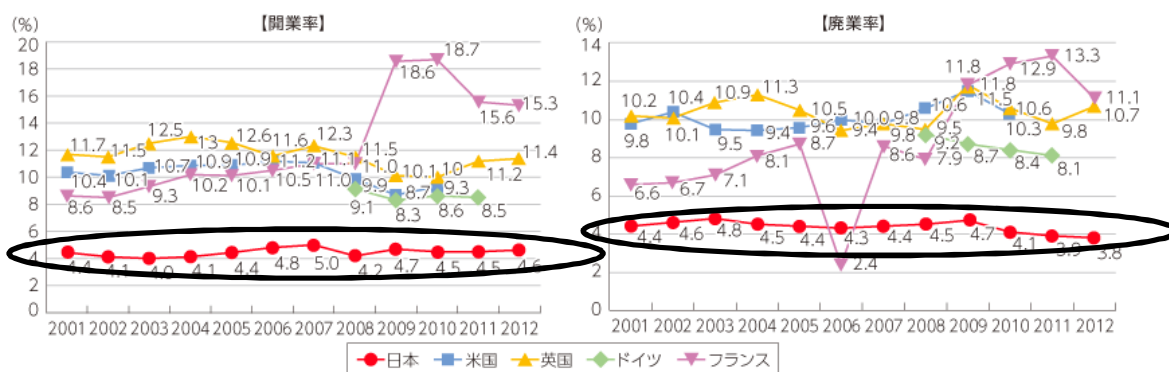
出所：平成26年高齢化白書

その結果、建設をはじめとして、物流、医療・福祉、飲食・宿泊などあらゆる業界で構造的かつ慢性的な労働者不足に陥り、既存の社会インフラの維持が危ぶまれるほどの深刻な事態が生じている。

この人手不足に対応するためには、生産性の高い産業構造への転換が不可欠である。そのための有効な手段が、新陳代謝の促進である。わが国の高齢化のスピードが極めて早いことに鑑みれば、早急に新陳代謝を促進していかなければならない。

ところが、わが国では、経営者が事業の撤退を決断できない、競争力のない企業を支援する制度が存在するなどの様々な事情が折り重なって、企業・産業の新陳代謝が滞っている。例えば、図2のとおり、欧米諸国と比較してわが国の開業率・廃業率は特異なほどに低位に推移している。また、図3のとおり、わが国の欠損法人（すなわち、法人税を支払っていない税務上の赤字企業）の割合は、バブルが崩壊した平成3年（1991年）ころに急上昇し、その後約20年間にわたり60%後半～70%台で推移しており、2012年では72%である。これに対して、図4のとおり、世界的には、欠損法人の割合は、40%台～50%台に留まっており、わが国が並はずれた状況であることが分かる。このようにわが国においては、世界的にみれば異常なほどに欠損法人の退出が低調であり、企業・産業の新陳代謝が滞っている。

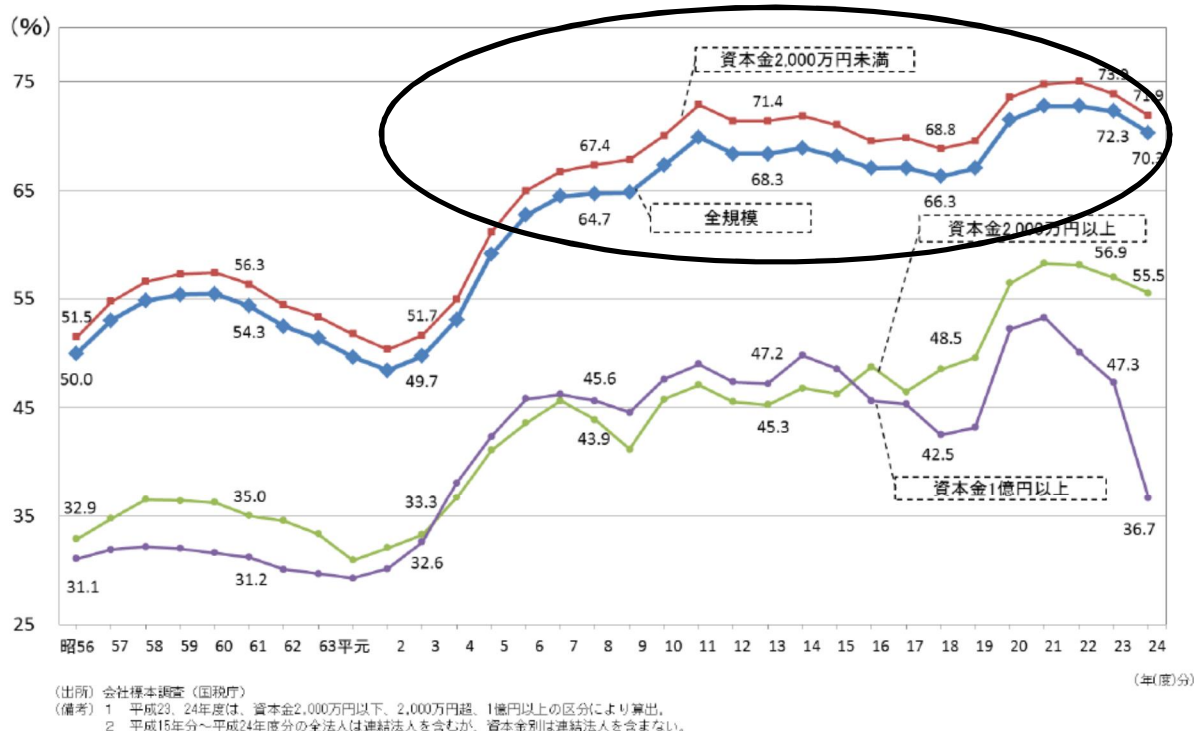
図2：各国の廃業率と開業率



(注) 1. 日本の開業率は、雇用保険関係が成立している事業所(適用事業所)の成立・消滅を基に算出している。
 2. アメリカの開業率は、雇用主(employer)の発生・消滅を基に算出している。
 3. イギリスの開業率は、VAT(付加価値税)及びPAYE(源泉所得税)登録企業数を基に算出している。
 4. ドイツの開業率は、開業、廃業届けを提出した企業数を基に算出している。
 5. フランスの開業率は、企業・事業所目録(SIRENE)へのデータベースに登録・抹消された企業数を基に算出している。
 6. 国によって統計の性質が異なるため、単純に比較することはできない。

出所：平成26年情報通信白書

図 3：法人数と欠損法人割合の推移



出所：平成 26 年 3 月 31 日付「税制調査会(法人課税 DG②)」資料

図 4：利益・欠損法人数の国際比較

	日本 (2012 年度)	アメリカ (2010 年)	イギリス (2011 年度)	ドイツ (2009 年)	韓国 (2011 年)	
利益法人	76 万社 (28%)	311 万社 (54%)	98 万社 (52%)	41 万社 (44%)	25 万社 (54%)	
欠損法人等 (注1)	197 万社 (72%)	269 万社 (46%)	91 万社 (48%)	52 万社 (56%)	21 万社 (46%)	
全法人合計 (注2)	273 万社 (100%)	580 万社 (100%)	189 万社 (100%)	93 万社 (100%)	46 万社 (100%)	
参考	GDP1兆円あたり	0.57 万社	0.39 万社	0.79 万社	0.28 万社	0.42 万社
	(GDP)	(482 兆円)	(1,495 兆円)	(239 兆円)	(337 兆円)	(110 兆円)
	人口 10 万人あたり	0.21 万社	0.19 万社	0.30 万社	0.11 万社	0.09 万社

(注 1) 「欠損法人等」とは、所得金額が負又は0となる法人(=欠損法人)及び繰越欠損金を控除した結果所得金額が0となる法人をいう。
 (注 2) 法人数は、日本は確定申告のあった事業年度数(清算確定分を除く。)、アメリカ・イギリス・ドイツ・韓国は法人税申告書数による。なお、アメリカについては、いわゆる S 法人(約 413 万社)を含む。ドイツについては、法人形態をとらず、構成員の所得の段階でのみ課税される事業体(いわゆる人的会社; 約 41 万社(統計の制約上、付加価値税登録者に限られる))が別途存在する。
 (備考) GDP 及び人口は 2010 年の数値。邦貨換算レートは、1ドル=100 円、1ポンド=161 円、1ユーロ=135 円、100 ウォン=9.41 円(2013 年 11 月中における実勢相場)の平均値。端数は四捨五入している。
 (出典) 日本: 国税庁統計年報、アメリカ: 内国歳入庁統計資料、イギリス: 歳入関税庁統計資料、ドイツ: 連邦統計局統計資料、韓国: 国税庁統計資料。

出所：平成 26 年 3 月 31 日付「税制調査会(法人課税 DG②)」資料

かつては、人手余りの労働市場環境を背景に、新陳代謝が停滞して企業が保護されることが、結果的に失業問題を回避することにつながった。しかし、構造的かつ慢性的な人手不足時代の到来により、新陳代謝の促進に伴って失業者が生じるリスクは、以前よりもかなり低減したといえる。むしろ新陳代謝の促進によって、企業にとっては不足している働き手を確保することが可能となるし、労働者にとっては生産性の高い企業へ移動することで賃金の上昇や働きやすい労働環境を手に入れることが可能となる。このように、現在、企業と労働者の両方が Win-Win となることができる社会・経済環境が生まれているのである。

したがって、産業と企業の新陳代謝の促進は、わが国の経済が構造改革を進めて生産性・競争力を高めていく上で、最も重要かつ社会経済的にも推進可能な政策課題の一つである。

ところで、生産性の高い産業構造への転換・新陳代謝を進めるためには、製品・顧客市場、労働市場、金融・資本市場の3つの市場からの規律付けによって、企業の集約化・退出を促していくべきである。

本会は、製品・顧客市場からの規律付けと新陳代謝を促進するための制度的な枠組みに関して、2014年5月に「新陳代謝を促進するスマート・レギュレーションで生産性を飛躍させよ」を公表した。また、同年11月には、「『攻め』の労働政策へ5つの大転換を—労働政策の見直しに関する提言—」を公表して、労働政策改革、雇用制度改革を通じた労働市場からの規律付けの方法を提言してきた。

そこで、本提言においては、残る金融・資本市場からの規律付けの強化に関わる方策について提言する。

なお、本提言の大前提として、現在の低金利政策などが原因となって失われてしまった「金利の価格機能」を取り戻すことが、能動的かつ持続的にデットガバナンスを機能させる基本条件であることをあらかじめ付言しておく。

提言 1：私的整理手続の成立要件緩和による事業再生の円滑化

新陳代謝を促進するためには、利用しやすい倒産手続を整備する必要がある。倒産手続の利用によって、企業の退出が促されることはもちろんのこと、倒産手続の開始が M&A の契機となり、集約化が進む。

わが国の倒産手続は、大きく分けて法的整理（破産・民事再生・会社更生など）と私的整理（事業再生 ADR・中小企業支援協議会など）に大別されるが、法的整理は、いわゆる「倒産」のイメージによって事業価値が毀損するなどのデメリットが指摘される。他方で、私的整理は、商取引債権者の保護などによって法的整理のデメリットを緩和するものであるが、金融債権者の全員同意がなければ成立しないため、信用保証協会などの政府系金融機関が任意の債権放棄に同意することが難しい現状などと相まって、早期の事業再生を妨げる一因となっている。また、メインバンクの主導により私的整理を利用して再建を図ろうとしても、少数債権者の反対によって手続が進まず、メインバンクのデットガバナンスが機能しない事態も生じている。

諸外国においては、欧米諸国はもちろんのこと、アジア各国においても、多数決による私的整理手続が整備されている。わが国の金融債権者の全員同意を必要とする制度は、世界的にみるともはや時代遅れとなりつつある。

現在、この問題点を解消するため、「事業再生に関する紛争解決手続の更なる円滑化に関する検討会」（公益社団法人商事法務研究会主催）において、少数債権者の不合理な反対によって事業再生が妨げられないようにするための関連諸制度の検討が行われている。政府においては、この検討結果を引き継いで、新制度を導入すべきである。

また、新制度の導入に当たっては、経済合理性に適った早期の事業再生を実現する観点から、できる限り裁判所の関与度合いを小さくするべく、特別多数の賛成があれば裁判所の関与なしに私的整理が成立するものとするべきである。他方で、少数反対債権者の財産権については、その債権者が裁判所に申立てた場合に裁判所が関与することによって保障されれば足りる。

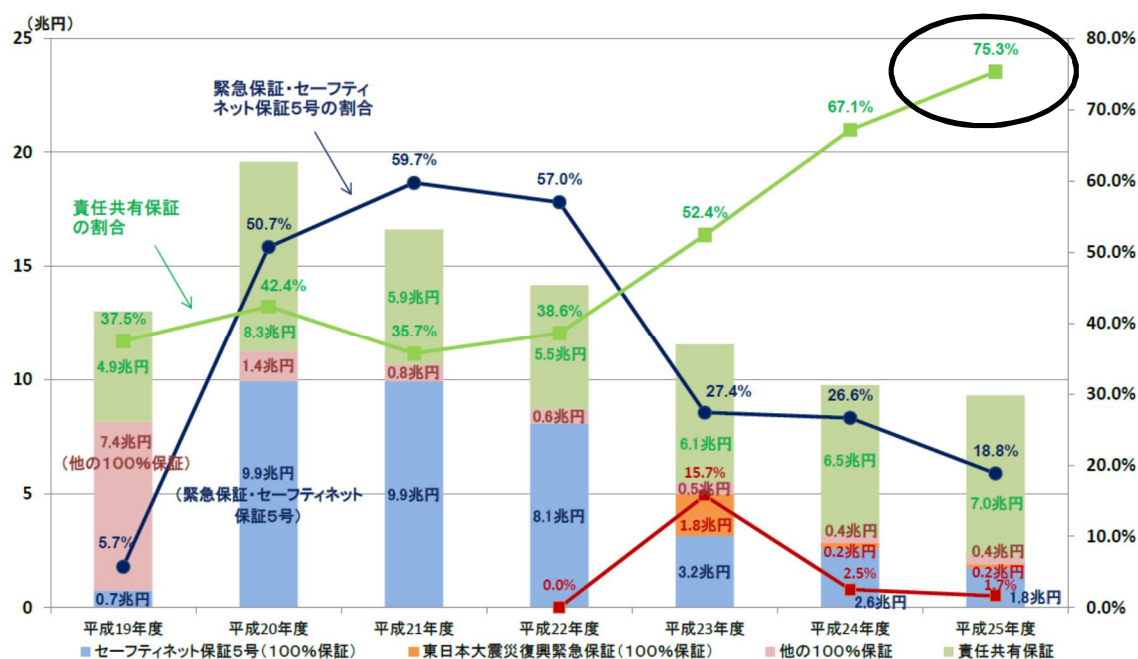
なお、早期事業再生を妨げている要因はほかにもある。後述の廃業支援金の支給や、昨年制定された経営者保証ガイドラインの普及などを通じて、早期事業再生の実現を後押しするべきである。

提言 2：信用保証制度の見直し

本会は、2011年4月に「目指すべき政策金融のあり方～規模の適正化とコストの可視化を図る～」を公表し、民間にできることは民間に委ね、政策金融は民業補完に徹するとの基本方針の下、金融・資本市場における官民の役割分担の見直しを提言してきた。リーマンショックを契機とした世界金融危機から回復を遂げ、「平時」となった今こそ改めて政策金融の在り方を見直すべきである。

この点、わが国の中小企業における金融・資本市場に大きな影響を与えている信用保証制度においては、世界金融危機による信用不安に対応するため、信用保証協会の保証割合を100%とする緊急保証・セーフティネット保証が拡充されたが、図5のとおり、現時点においては、保証割合を80%とする責任共有保証の割合が増えている。これは官民の役割分担を踏まえた結果と考えられ、高い評価に値する。

図5：信用保証制度の利用状況



出所：2014年10月8日付「成長資金の供給促進に関する検討会」資料

しかし、信用保証制度には以下に述べる課題があることから、更なる改革が必要である。

①信用保証制度の予算縮小によるデットガバナンスの強化

信用保証制度は、本来、成長が見込める企業の借入を円滑化するため、民間資金の「呼び水」となることを企図する制度である。しかし、多くの企業が抱えている課題は資金不足だけにあるのではなく、事業戦略・経営戦略の策定・実行、ビジネスマッチング等の販路開拓などの経営そのものの質を高めるためのリソース不足にある。したがって、信用保証による資金的な「呼び水」があったとしても、経営支援もあわせて実行しなければ企業を成長させることはできない。むしろ信用保証制度は、金融機関のモラルハザードを誘発し、経営支援を行うインセンティブを削ぐこととなってしまう。

他方で、図6のとおり、信用保証協会の保証承諾実績を各国の制度と比較するとわが国の信用保証制度は、10兆円を上回り、文字通り桁違いに規模が大きい。また、保証割合についてもドイツは50%、フランスは40%を設定しており、わが国の80%という保証割合は世界的に高水準である。このようにわが国の信用保証制度は世界的に比較して著しく手厚い制度といえる。加えて、信用保証制度を利用した貸出は低金利かつ低保証料で行われるため、競合する民間金融機関による信用保証付きでない融資も低金利にせざるを得ない。

このような問題点を解決するため、信用保証制度の予算を大幅に縮小するべきである。そのために、保証割合について、まずは100%保証を一切廃止する、責任共有保証を原則として80%から50%まで引き下げるといった措置を講ずるべきである。

図 6：各国の信用保証制度の概要

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
実施機関	信用保証協会	中小企業庁 (SBA)	ビジネス・イノベーション・技能省 (BIS)	保証銀行	全国保証基金 地方保証基金
保証限度額	2 億円(普通保証)	500 万ドル	100 万ポンド	100 万ユーロ	150 万ユーロ
保証割合	80～100%	75～85%	75%	50～80%	40～70%
保証料率	0.45～1.9% (信用リスクに応じて 9 段階)	2～3.75% (融資額によって 異なる)	2.0%	0.8～1.5% (州によって 異なる)	0.6～0.9% (資金使途・業種に よって異なる)
保証承諾実績 (フロー)	[2011 年度] 約 11.6 兆円 86 万 9972 件	[2011 年] 約 197 億ドル (約 1.58 兆円) 53,688 件	[2011 年] 約 3.6 億ポンド (約 461 億円) 3,602 件	[2011 年] 約 16.7 億ユーロ (約 1854 億円) 7,282 件	[2011 年] 約 88.3 億ユーロ (約 9801 億円) 89,012 件

(注) 1 ドル=80 円、1 ポンド=128 円、1 ユーロ=111 円で計算。

(出典) OECD, "SME and Entrepreneurship Financing: The Role of Credit Guarantee Schemes and Mutual Guarantee Societies in supporting finance for small and medium-sized enterprises: Final Report," 2013, pp.32-33. <<http://search.oecd.org/officialdocuments/publicdisplaydocumentpdf/?cote=CFE/SME%282012%29/FINAL&docLanguage=En>>; 野村総合研究所『中小企業信用補完制度の収支改善に係る諸外国実態調査 報告書』2009, pp.15-18, 34-41. <http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2009fy01/E000706.pdf>; 各国の保証実施機関ホームページの情報を基に筆者作成

出所：国立国会図書館 企業産業課 岡田悟「信用保証制度をめぐる現状と課題」

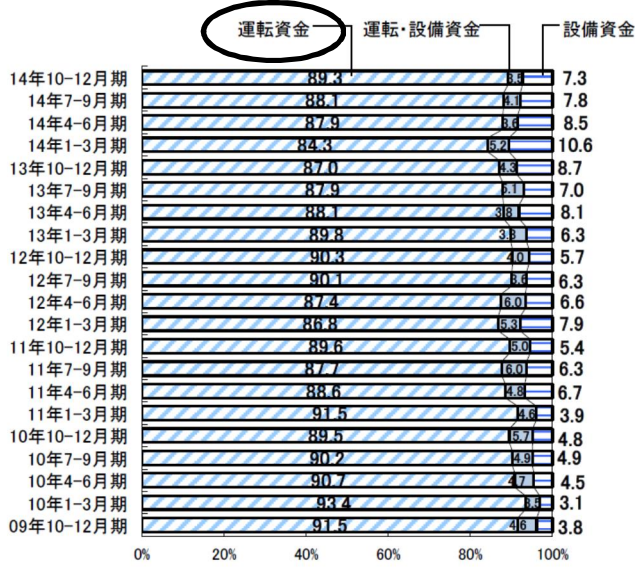
②信用保証制度の見直しによる成長支援

信用保証制度は、成長する中小企業の資金調達を円滑にするために利用されるべきであり、その企業がある程度立ち上がってきた段階では、信用保証なしの融資へと切り替えていくべきである。しかし、図7及び図8のとおり、わが国の信用保証制度は、「既往借入の借換資金」や「売上減少・赤字補てん資金」などの運転資金のために利用される割合が高く、成長のための資金に利用されているとは言い難い。

そこで、設立5年以内の創業期の企業に対する融資の保証割合を例外的に80%とし、創業期を超えた場合には保証割合を上述のとおり50%程度に引き下げるなど成長支援へのインセンティブを高める仕組みを設けるべきである。そして、信用保証制度の予算が大きく削減された後には、信用保証制度の対象を創業期の企業に限るといった措置を講ずるべきである。

加えて、わが国においては中長期のリスクマネーの供給が足りていないという指摘がある。そこで、一時的な措置として、融資期間の長い設備投資資金や研究開発資金に限って創業期を過ぎた企業であっても信用保証を利用できることとすることが考えられる。また、金融機関の出資を信用保証協会が損失補償する仕組みを導入することも考えられる(例えば損失補償割合は50%)。

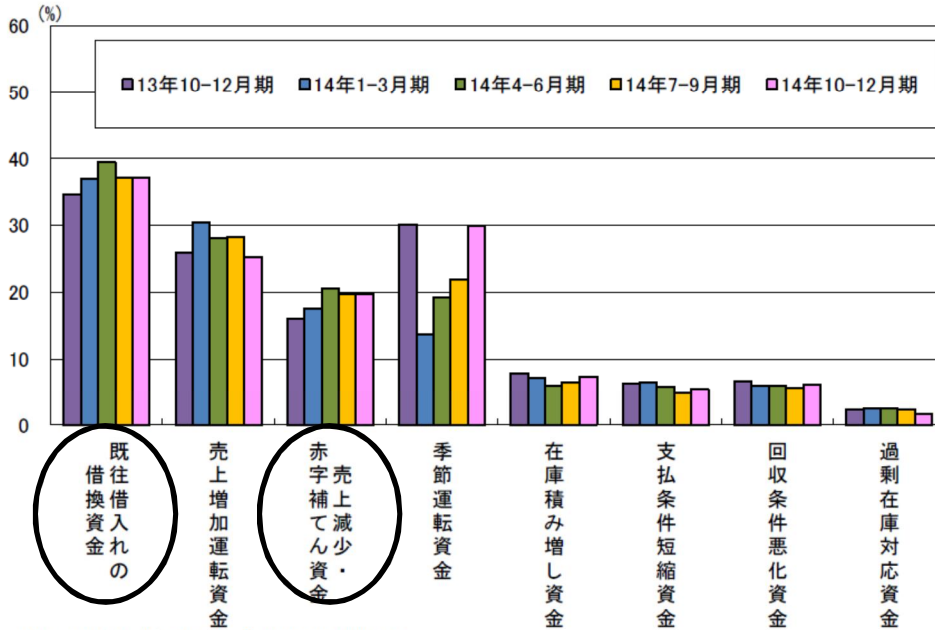
図 7：資金使途の構成



出所：日本政策金融公庫「第 183 回信用保証利用企業動向調査結果の概要」

図 8：運転資金の内訳

(原数値)	既往借入れの借換資金	売上増加運転資金	売上減少・赤字補てん資金	季節運転資金	在庫積み増し資金	支払条件短縮資金	回収条件悪化資金	過剰在庫対応資金	
14年	10-12月期	37.1	25.3	19.8	29.9	7.4	5.5	6.2	1.7
	7-9月期	37.1	28.2	19.7	21.9	6.6	4.9	5.7	2.3
	4-6月期	39.4	28.0	20.6	19.2	6.0	5.8	6.0	2.5
	1-3月期	37.0	30.4	17.6	13.7	7.3	6.6	6.1	2.6
13年	10-12月期	34.6	26.0	16.1	30.2	7.9	6.4	6.7	2.3



(注) 1.複数回答のため、合計は100を超える。

2.「資金使途」は、信用保証を利用した借入と信用保証を利用していない借入を合計した借入金に係るものである。

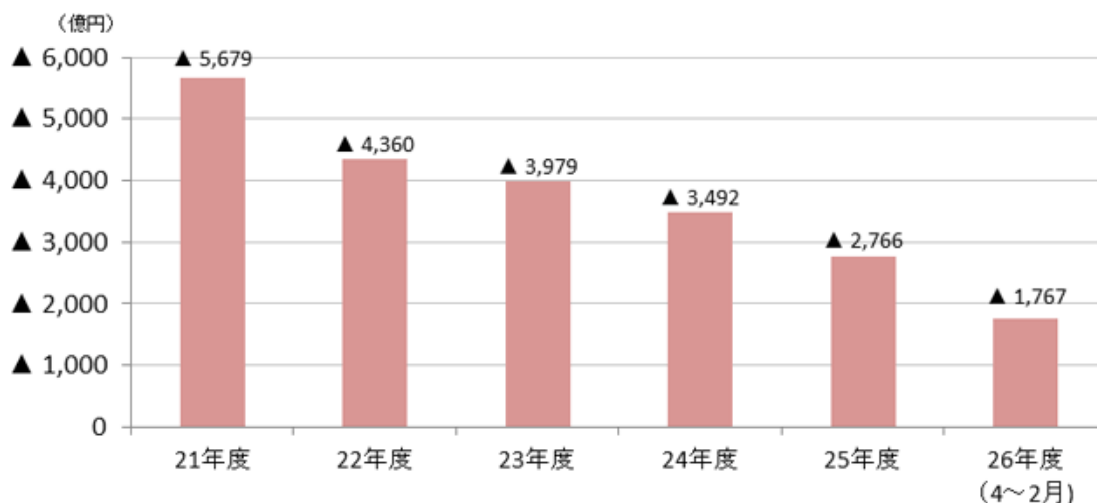
出所：日本政策金融公庫「第 183 回信用保証利用企業動向調査結果の概要」

③信用保証制度に代わる廃業支援金の創設

図9のとおり、信用保証制度の保険収支の状況は、過去5年間で合計約1.6兆円の赤字を計上しており、血税によって赤字が補填されている。近年は減少傾向にあるものの、それでも10ヵ月間で約1800億円が投じられている。このように多額の税金が投入される背景には、信用保証制度が、企業を営む人たちの生活を支えるという社会福祉政策的な視点から利用されているためと考えられる。社会福祉政策は別途取り組まなければならないことは当然であるが、政策金融は産業政策として位置づけられるべきである。このような社会福祉的な位置づけのために、信用保証制度は本来退出すべき企業を温存させている側面がある。

そこで、信用保証協会に向けられる予算を、廃業の支援を充実させる予算へと振り向けるべきである。具体的には、廃業する事業者の経営者や従業員へ一定期間廃業支援金を給付することや、事業を譲り受ける企業が引き継いだ従業員あたりで補助金を拠出することなどによって、新陳代謝を促進するべきである。

図9：保険収支の推移



出所：日本政策金融公庫ホームページ

提言 3：デットガバナンスの強化

金融・資本市場からの規律付けに関して、株主からの規律付けを強化するコーポレートガバナンス・コードは順調に検討が進められ、本年6月に運用が開始される予定である。本会は、「コーポレートガバナンス・コードに関する意見書」などでコーポレートガバナンスの強化を繰り返し提言してきたが、同コードは、これを実現する有効な施策であり、高く評価している。

他方で、間接金融への依存度の高いわが国においては、株主からのエクイティガバナンスに加えて、債権者（主に金融機関）からのガバナンス（デットガバナンス¹）も同時に強化することが重要である。とりわけ、低金利政策などに起因する「金利の価格機能」の低下によってデットガバナンス機能が弱まっている。

そこで、次に述べる施策を実現することによって、デットガバナンスを有効に機能させ、新陳代謝を促すべきである。

①新陳代謝を促進する金融検査マニュアルへの見直し

デットガバナンスの特徴の一つは、経営危機に陥った場合に、法的整理手続の申立てなどを通じて、経営者の交代や、M&Aによる事業の集約化などの交渉を行うことである。

しかし、金融円滑化法が制定された以降、危機時期といえども金融機関は貸付条件の変更に応じなければならず、金融機関はデットガバナンスを行使する機会を奪われ、結果として、新陳代謝が停滞している。

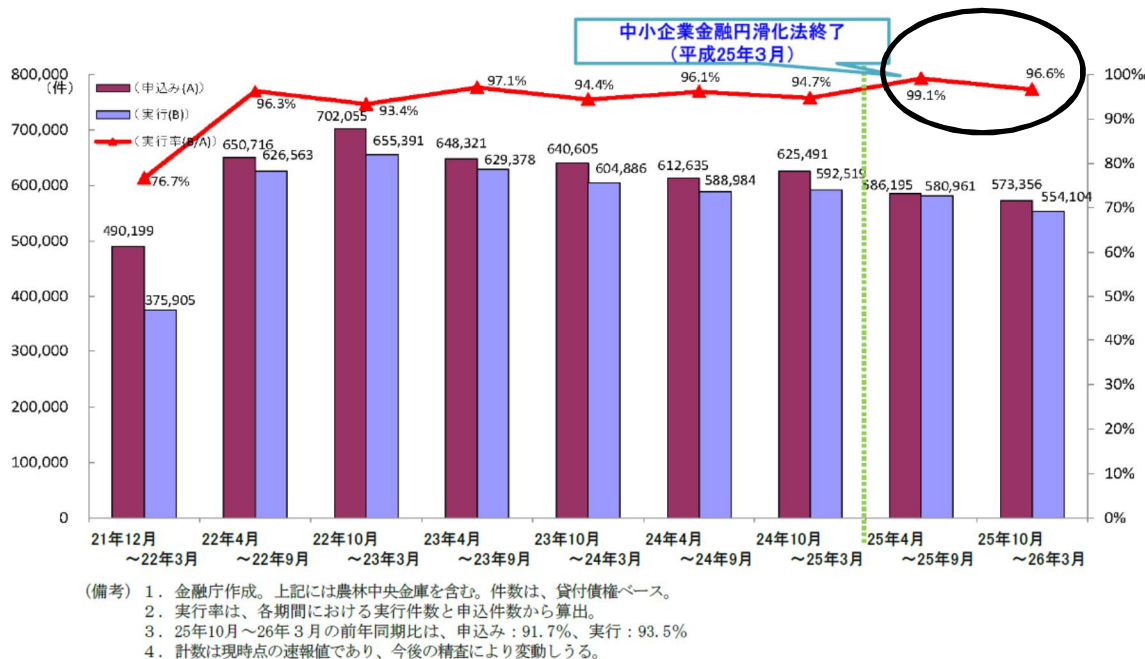
その後、金融円滑化法自体は期限切れとなったが、同法に伴って導入された金融検査マニュアルの「金融円滑化編」は、今でも存続している。この中では、貸付条件の変更等に努めることを金融機関に求めている。また、同法の期限到来後においても、金融庁の検査・監督の方針は変わっていない。その結果、図10のとおり、同法終了後においても貸付条件の変更は依然として高水準を維持しており、新陳代謝が停滞している。したがって、この「金融円滑化編」を廃止し、検査・監督の方針も見直すべきである。

また、新陳代謝を促進するために、金融円滑化法の下で条件変更を行った企業が策定した経営改善計画の強制力を担保する仕組みを導入するべきで

¹ 本提言において、「デットガバナンス」とは、生産性の向上や新陳代謝の促進に向けて、債権者（主に金融機関）から債務者（企業）に対して規律付けを働かせることをいう。その方法としては、金利設定を含めた適切な融資方針の決定、厳格なモニタリングの実施、倒産手続の申立てや手続内における議決権の行使などが考えられる。

ある。例えば、金融機関（債権者）による破産手続の債権者申立てを容易にするため、債権者申立ての諸費用を財団債権として認め、破産財団からの回収を可能とする制度を導入することなどが考えられる²。

図 10： 民間金融機関の貸付条件の変更等の推移



出所：2014年10月8日付「成長資金の供給促進に関する検討会」資料

②事業性評価を加味した金融検査マニュアルへの変更

銀行が貸し出しを行う際には、低生産性の企業と高生産性の企業の峻別を行い、高生産性の企業への貸出を集中させていくべきである。また、貸出先が危機時期に陥ってから経営支援を行ったとしても手遅れであることが多いため、平時から経営に関与して、貸出先の課題や問題点を事前に把握しなければならない。

この点、金融庁が進めている事業性評価は、貸出先の静態的な財務内容や担保に依存せずに、企業の成長可能性などを適切に評価し、さらにはその成長を支援していくことを求めるものである。これは、デットガバナンスを強

² 財団債権とは、破産手続によらないで破産財団から随時弁済を受けることができる債権である。また、破産財団とは、破産者の財産等であって、破産手続において破産管財人にその管理及び処分をする権利が専属するものをいう。金融機関が債権者申立てを行う際に生ずる弁護士費用などの諸費用は、現行法の下では金融機関が負担すると考えられるが、この諸費用を破産財団から優先的に回収することができるようにすれば、債権者申立てが容易になると考えられる。

化することに資するものであり、高く評価できる。

今後は、このような事業性評価などの定性的な要因を、金融検査マニュアルの自己査定基準として盛り込むべきである。

ただし、事業性評価を一件ずつ行うとコストがかかる。したがって、分野毎の専門人材をプールし、活用しやすい仕組みを作るとともに、そのコストを回収することができる程度に金利機能を回復させる必要がある。

他方で、他行が貸し出しを行っていることを印（シグナル）にして貸し出しを行うフリーライダー的な金融機関も増えてくるおそれがある（フリーライダー問題）。その結果、再び金利競争に陥り、事業性評価の費用対効果が合わなくなり、一件ずつ丁寧に取り組むことができないという悪循環になってしまう可能性がある。そこで、事業性評価に取り組む金融機関の債権に優先権を与え、フリーライダーの債権を実質的に劣後化するために、ABL³の活用を促進するべく、外部評価会社や担保処分会社などの関連産業の育成を検討するべきである。

また、事業性を評価した貸出を増やすためには、企業からの情報開示も必要である。そこで、情報の非対称性の解消を促進するために、例えば非上場企業においても、情報開示や監査を強化する、IIRC（国際統合報告評議会）が推進する統合報告書を普及させていくなどの措置を検討するべきである。

③金融機関の自主的な連携・統合の促進

資金需要の大きい設備集約型の製造業から労働集約的で相対的に資金需要が大きいサービス産業へと産業構造が転換した結果、金融機関の貸出先は限られてくる。さらには、大きな資金需要を必要とする知的集約型ビジネスは、装置産業に比べて「目利き」が難しく、すなわちリスクが高いため、預金取扱金融機関としては、従来の組織のままでは、取り組み難い面がある。

自由民主党行政改革推進本部「無駄撲滅プロジェクトチーム提言」（2014年11月19日）では「預貸率の目標数値を持たせるべき」とされているが、このように産業構造と資金需要が変化する中で、かかる預貸率規制を導入すれば、退出すべき企業に対して低金利で貸出することにもつながりかねず、結果としてデットガバナンスを弱体化することを招来しかねない。なお、リスクマネーの供給については、もちろん民間金融機関としても可能な限りで取り組むべきであるが、むしろ株式市場への資金の移行も同時に促進すること

³ ABL(Asset Based Lending：動産・売掛金担保融資)とは、企業が保有する「在庫」や「売掛金」などを担保とする融資手法である。事業収益資産を担保とする特徴から、融資する金融機関は、企業の事業性を評価することが求められる。

で達成するべきである。

このように資金需要がしぼむ中で、貸出競争による金利の低下、メインバンクの影響力の希薄化などの事態が生じている。他方で、都道府県の枠を超えた経済活動が進んでおり、広域でビジネスマッチングを行うなど顧客ニーズに応じた幅広い金融サービスの提供も地方の金融機関が取り組むべき課題となっている。

昨今の地方金融機関の連携・統合は、これらの課題の解決に資するものであり高い評価に値する。今後は、銀行持株会社傘下の銀行間で余剰資金を融通しやすくする法整備など自主的な連携・統合を更に促すための環境整備を積極的に進めるべきである。

④ 社会保険料・税の徴収業務の厳格化

金融機関にはレピュテーションリスクによって、貸出先の事業再生を推進することが難しい場合がある。とりわけ、社会保険料・税などの支払いを公的機関が猶予している場合に、金融機関が貸出条件の変更に応じないことは難しい。

他方で、社会保険料や税を滞納している企業などの中には、市場メカニズムからすれば退出すべきものもあるはずである。また、滞納事業者に対しては、厳正に対応することが他の事業者との関係で公平である。

現在の制度上は、社会保険料・税について、一定の条件のもとで「納税の猶予」「換価の猶予」「滞納処分の停止」が認められている。さらに、平成26年度税制改正によって納税者の申請による「換価の猶予」が新設された。

このような制度を安易に適用した場合は、新陳代謝を阻害することもあり得ることから、猶予制度の本来の趣旨、目的を踏まえ、法令の要件に基づき厳格に適用するべきである。金融機関のデットガバナンスを発揮しやすくするために、今後、改正後の猶予制度が本来の趣旨を逸脱して安易に適用されるような状況が生じた場合は、社会保険料・税の徴収の在り方はもちろん制度の改正を含めて検討されるべきである。

以上

2015年3月26日現在

改革推進プラットフォーム
産業構造改革PT

(敬称略)

委員長

富山和彦 (経営共創基盤 代表取締役CEO)

委員

石井道遠 (東日本銀行 取締役頭取)

薄井充裕 (日本政策投資銀行 設備投資研究所長)

梶川融 (太陽有限責任監査法人 代表社員 会長)

北野泰男 (キュービーネット 取締役社長)

木下信行 (アフラック (アメリカンファミリー生命保険)

シニアアドバイザー)

野路國夫 (コマツ 取締役会長)

橋本圭一郎 (塩屋土地 取締役副社長)

堀井昭成 (キャノングローバル戦略研究所 理事 特別顧問)

松井忠三 (良品計画 取締役会長)

以上10名

事務局

近藤学 (経済同友会 企画部 次長)

澤陽男 (経済同友会 企画部 マネジャー)